

<平成29年度>

那覇市立那覇小学校いじめ防止対策基本方針

那覇市立那覇小学校

1 本校の基本方針

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に基づき、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめを防止するための基本方針

本校のいじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を計画し、展開することである。「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に認識させるとともに、職員自ら「いじめを許さない、見逃さない。」という自覚をもつ。また、保護者や地域に伝えていくことも必要である。いじめが生じた場合は、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、心の傷が回復できるようにケアしていく。すべての児童に「いじめをしない。」「いじめに加わらない。」等、いじめが心身に及ぼす影響が深刻なことを認識させるとともに、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校の現状

平成26年4月、前島小学校と久茂地小学校が統合し、新生那覇小学校が開校した。今年で4年目を迎える。子どもたち同士は素直で仲が良く、学校行事、地域行事、各スポーツ大会等に積極的に参加する。現在児童数431名の中規模校である。保護者も協力的で、PTA活動やその他の教育活動も熱心である。

学校内では、「人権の日」にいじめに関するアンケートの実施を実施、児童の様子を把握し教育相談を実施している。また毎月1回、児童理解部会を定期的で開催している。幼稚園、小学校、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談員、学校SCが参加し、各学年の子どもたちの学校生活状況、欠席や遅刻、不登校、いじめに関する情報を共有し、問題解決に向けて取り組んでいる。また、那覇中学校との小中連携の取り組みとして、小中児童生徒情報交換会を実施している。

3 いじめの防止等の指導體制・組織的な対応

(1) 日常的な指導體制

① 教職員による指導について

(ア) 児童理解（生徒指導）に関する部会の開催と情報共有の場の設定及び児童への指導

(イ) いじめを見逃さない体制の確立と児童への周知

(ウ) 「わかる授業」「参加する授業」の実践

(エ) 学校経営、学年・学級経営を軸に児童の居場所づくり、絆づくり

(オ) キャリア教育の視点をあてた教科・道徳・特別活動の指導と社会体験や奉仕活動等の推進

(カ) 中学校区行事（那覇中学校区陸上大会）地域行事（那覇祭り等）の参加の奨励

(キ) 学校行事、児童会活動による異学年交流の推進（運動会、縦割り班活動等）

② 児童理解（生徒指導）部の体制

毎月一回、児童理解（生徒指導）部会を開催し、幼稚園・各学年の園児及び児童の状況報告を共有する。問題行動、いじめ等が発覚した場合は、解決策を話し合い、関係機関と連携して対処する。また、その情報は、職員会議等で児童理解（生徒指導）部会担当が報告し、学校全体で共有する。

(2) 未然防止

① 学習規律・生活規律のある学年、学級経営

② 人権教育の推進

③ 「わかる授業」「参加する授業」の授業改善

④ 道徳教育の推進

⑤ 特別活動による学級づくり

⑥ ネットを介した事件・事故防止に向けての取り組み

⑦ 非行防止教室の実施

⑧ いじめに関する研修会の実施

⑨ 保護者への啓発

⑩ 児童理解（生徒指導）部会の開催と職員間の情報共有

⑪ 教育相談員、アシスト相談員、スクールカウンセラーとの意見交換

(3) 早期発見

① 教師は、常に子どもの言動、表情、行動、出席状況等の把握に努め、アンテナを広げ、児童の変容を見逃さない。

(ア) 児童観察、毎月のアンケートの実施

(イ) 年2回（6月・12月）の教育相談週間の実施

(ウ) 学校SC、教育相談支援員、小中アシストと連携した教育相談の推進

(エ) 幼小中間の連携

(オ) 地域との情報交換（校区夜間街頭指導等）

- ② いじめの兆候を見逃さない姿勢
- (ア) 登校を渋り・欠席が多くなる状況（理由なし欠席等）
 - (イ) 物隠し、机の落書き等
 - (ウ) 集団によるからかい
 - (エ) 一人になることが多い
 - (オ) 特定の子を周囲が避ける行動

(4) 早期対応

いじめの兆候が見られた又は重大ないじめがあった場合、速やかな状況把握と職員間の報告を行う。

- ① いじめられている本人や周りから聞き取りをし、状況を把握する。
- ② いじめに発展しない指導を行う。
- ③ 学年間の職員（担任・学年主任）連絡と教頭、校長への事実報告を行う。
- ④ 重大ないじめの場合、校長、教頭の判断を仰ぎ、緊急に児童理解部会（いじめ防止対策委員会も含める）又は職員集会を開き、現況を報告する。

(5) ネット上でのいじめ事前防止と対応

- ① 情報モラル教育を通して、メール、ライン等の送受信についてマナー指導を行う。
- ② 警察関係職員による非行防止教室「サイバー犯罪」を計画・実施し、情報モラルについて正しい知識を身につける。

(6) 指導計画

月	取り組み内容	行事関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導（児童理解）の方針について ・児童理解部会、いじめ防止対策委員会の位置づけについて ・児童理解部会（児童の情報交換） ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・家庭訪問による情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（情報交換） ・春の遠足（仲間作り）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・人権アンケート実施 ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一年生を迎える会（異学年交流）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・人権アンケート実施 ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・教育相談（児童の情報把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（居場所作り）

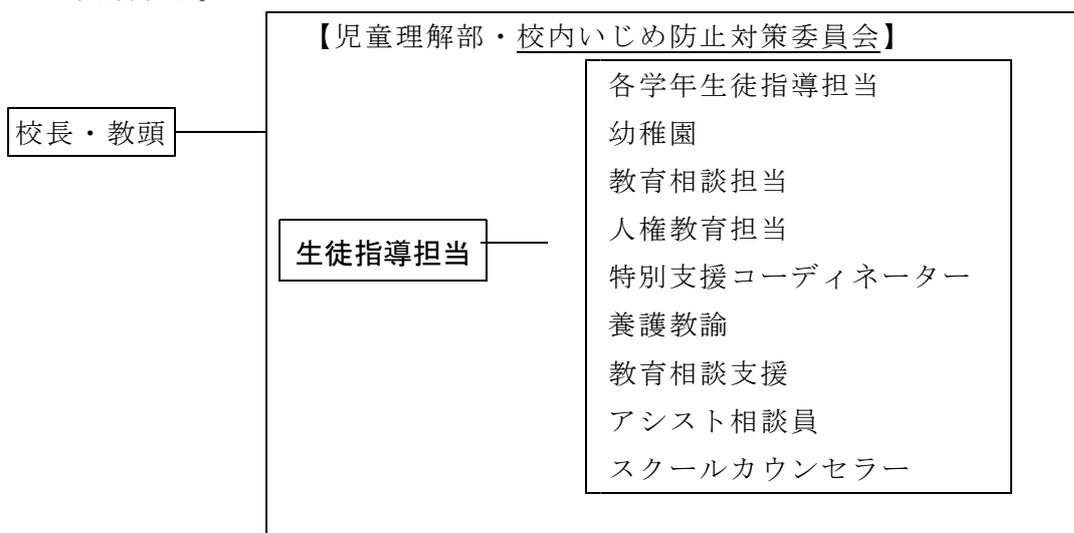
月	取り組み内容	行事関係
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（児童の情報交換） ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 	個人面談 （情報交換）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇警察署職員による「非行防止教室①」 ・那覇中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・人権アンケート実施 ・個人面談による情報交換 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・人権アンケート実施 ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	修学旅行 （絆作り）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・人権アンケート実施 ・児童理解部の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	運動会 那覇中校区 陸上大会 （絆作り）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（児童の情報交換） ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・人権アンケート実施 ・那覇警察署職員による「非行防止教室②」予定 ・教育相談 	離島宿泊体 験学習 （居場所作り） （絆作り）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・人権アンケート実施 ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・保護者会（情報交換） 	道徳公開授 業及び研究 大会 （場所作り） （絆作り）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議、児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	卒業を祝う会 （異学年交流）

4 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 名称 「児童理解部会・校内いじめ防止対策委員会」

(2) 部会・委員会のねらい

- ① 児童の生活規律、その他生徒指導に関わる情報交換を行い、一人一人の児童理解に努める。
- ② いじめや問題行動、不登校等に関し、早期発見、共通理解、早期解決に努める。
- ③ 部会・委員会を通して、生徒指導の共通理解の下に学校の教育活動全体を通して実践する。



(3) 部会の位置づけ

- ① 毎月1回、第1週目（水）
- ② 時間・・・午後3時50分～午後4時30分

(4) 部会の主な内容

- ① 各学年の状況報告（幼稚園～6年）
- ② 養護、教育相談員、特別支援学級コーディネーター、スクールカウンセラーの状況報告
- ③ 気になる児童生の様子について
- ④ 問題行動に関すること
- ⑤ いじめに関すること（定期的なアンケートや教育相談週間の実施）
- ⑥ 発達障害に関すること
- ⑦ 不登校に関すること
- ⑧ その他
- ⑨ 今月の生活目標について
- ⑩ 夜間街頭等の告知
- ⑪ その他話し合いたいこと
- ⑫ 校長、教頭の話

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態は、いじめ防止推進法第28条に示されたことをいう。

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童の自殺、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神疾患等)
- ② 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめにより学校を年間30日欠席する等)

(2) 重大事態への発生と対応

- ① 重大事態が発生した場合は、学校長の指揮監督の下、迅速・正確に事実確認をし、被害を受けた児童及びその保護者に対して、必要な情報を提供する。
- ② 重大事態が発生した場合は、学校長の判断の下、那覇市教育委員会に速やかに連絡し、指示を仰ぐ。必要に応じて、専門機関や警察、関係機関の支援を要する。
- ③ 重大事態が発生した場合、緊急職員会議を開き、対応について共通理解を図り、児童・保護者に対するプライバシーへの配慮をする。
- ④ 情報発信は慎重に取り扱い、一本化とする。

(3) いじめ対応の流れ

